

令和3年4月1日からごみの分別方法が変わります

新ごみ処理施設(菊池環境工場クリーンの森合志)での発電開始に対応するとともに、より分かりやすい「ごみ分別」とするため、次のとおり変更します。

令和2年度まで	令和3年度から	変更点
1.燃やすごみ	1.燃やすごみ	☑が付いていないプラスチック製品は「燃やすごみ」になります。
2.可燃性粗大ごみ	2.可燃性粗大ごみ	最大寸法が1.5m×3m×1mとなります。
3.資源物	3.資源物	
①空きかん、空きびん	①空きかん、空きびん	
②小型金物・小型廃家電		不燃物の分類になります。他の不燃物と一緒に出せます。
③新聞紙、折込チラシ	③新聞紙、折込チラシ	
④雑誌、本、その他の紙	④雑誌、本、その他の紙	
⑤布類	⑤布類	
⑥段ボール	⑥段ボール	
⑦牛乳パック	⑦牛乳パック類	食品・飲料用も対象になります。ただし、内側にアルミが貼ってあるものは「燃やすごみ」です。
⑧ペットボトル	⑧ペットボトル	
⑨白色トレイ発泡スチロール		☑容器包装プラスチックと一緒に（一緒の袋で）出してください。
⑩プラスチック類	⑨☑容器包装プラスチック (白色トレイ・発泡スチロール含む)	名前が変わります。白色トレイ・発泡スチロールも一緒に出せます。☑がついている容器包装プラスチックのみになります。☑が付いていないプラスチックは「燃やすごみ」になります。
4.不燃・埋立ごみ	4.不燃物	名前が変わります。小型金物、小型廃家電、携帯電話も「不燃物」で出せます。
5.不燃性粗大ごみ	5.不燃性粗大ごみ	
6.特定品目	6.特定品目	
①乾電池	①乾電池・ボタン電池	ボタン電池が乾電池と一緒に出せるようになります。ただし、絶縁のため両面にセロハンテープを貼って出してください。リチウムイオン電池（充電電池）はこれまでどおり出せません。電気店などの回収協力店の回収箱へ入れて下さい。
②蛍光管	②蛍光管	
③携帯電話		不燃物の分類になります。他の不燃物と一緒に出せます。
④水銀体温計・水銀血圧計	③水銀体温計・水銀血圧計	
	④ライター・チャッカマン	特定品目として出せるようになります。
	⑤スプレー缶	特定品目として出せるようになります。
	⑥練り朱肉	特定品目として出せるようになります。

お問い合わせ先：

大津町役場 環境保全課 096-293-3113

